

2015年度 「生活困窮者自立支援制度の構築」に関する回答

2015年3月3日

要 望 内 容	大 阪 市 回 答 内 容
<p>1. 生活困窮者自立支援制度の構築に向けては、生活困窮者や複合的な課題を抱えた人たちに対して「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本的視点や、「包括的かつ個別的な支援」となるよう本来の趣旨・理念を十分に踏まえた制度設計を行うこと。また、新制度の普及・啓発・地域における生活困窮者の実態調査、中間的就労事業の参入促進をはかるための事業を行うこと。</p>	<p>生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の強化を図ることを目的として、平成27年4月に施行されます。</p> <p>本市では相談窓口（自立相談支援機関）を各区に設置し、生活困窮者が抱える課題が複雑化・困難化する前に早期に自立に向けた支援を行います。</p> <p>なお、支援にあたっては、自ら適切なサービスにアクセスすることの困難な方を含む生活困窮者を早期に把握し、個々の状況に応じて、他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等と連携しながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援してまいります。</p> <p>また、本制度について周知・啓発を実施するとともに、中間的就労事業者の開拓にも取り組んでまいります。</p> <p>【福祉局 生活福祉部自立支援課 電話：06-6208-7985】</p>
<p>2. 推進体制については、福祉と就労分野が連携する部局横断的な体制を構築すること。特に労働相談や就労支援に関しては、労働行政や労働組合が積極的に参画できる推進体制を構築するとともに、支援員等の人材養成は、労働相談にも対応できるような研修を計画されること。</p>	<p>本市においては、「就職に向けた支援が必要な人」に重点を置いて取り組みを進めており、「地域就労支援事業」や「しごと情報ひろば」での職業相談・職業紹介をはじめさまざまな就労支援を実施しています。</p> <p>これら事業については、生活困窮者自立支援制度の事業とも連携しながら推進していくこととしており、今後ともより効果的な施策となるよう、引き続き関係局と連携し取り組んでまいります。</p> <p>【市民局 ダイバーシティ推進室雇用・勤労施策課 電話：06-6208-7355】</p> <p>本市では、平成26年4月に大阪市生活困窮者自立促進支援検討PTを設置しており、今後とも関係部局と連携し、生活困窮者の自立支援にかかる効率的な連携体制の確立に努めてまいります。</p> <p>【福祉局 生活福祉部自立支援課 電話：06-6208-7985】</p>
<p>3. 2013年度補正予算を活用し、民間の支援団体・関係者との連絡会議などを開催し、包括的な支援体制やネットワークづくりについて協議すること。また、これまで就労相談や生</p>	<p>本市では相談窓口（自立相談支援機関）を各区に設置し、生活困窮者が抱える課題が複雑化・困難化する前に早期に自立に向けた支援を行います。</p> <p>そのため、行政だけではなく、社会福祉法人、NPO法人、その他様々な団体、さらには近隣住民やボランティア等インフォーマルな支援も含め、多くの関係機関等によるネットワークづくりを一層進め、対象者の自立までを包括的・継続的に支援できる地域づくり</p>

<p>活相談を一体的に取り組んできたOSAKAチャレンジネットや大阪ホームレス就業支援センター、ライフサポートセンターおおさかななどのノウハウ等を活かし、包括的な支援体制が継続できるよう関係団体との連携を強化すること。</p>	<p>を進めてまいります。</p> <p>【福祉局 生活福祉部自立支援課 電話：06-6208-7985】</p>
<p>4. 制度設計や運営にあたっては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることや家族の問題など多様な問題を抱えていることから、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援体制を整備すること。</p> <p><u>また、生活保護の水際作戦、就労の強制、貧困ビジネスの参入による労働法規の潜脱を招かないよう、関係機関や支援現場への趣旨の徹底をはかること。</u></p>	<p>相談内容から、経済的困窮の背景に複合的な課題を有し、包括的な支援が必要な場合など、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込みを受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行います。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、個々の状況に応じて、他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等と連携しながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援してまいります。</p> <p>なお、関係機関や支援現場に対しては研修等により、当該事業の趣旨の徹底を図ってまいります。</p> <p>【福祉局 生活福祉部自立支援課 電話：06-6208-7985】</p> <p>(_____ 部分の回答)</p> <p>生活の相談に来訪される場合、来訪者の状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉の制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、生活保護の申請意思を確認した方には申請していただいています。</p> <p>就労可能な被保護者については、稼働能力の十分な活用が求められることから、自立支援プログラムへの参加勧奨など必要な支援を行っています。自立支援プログラムによる支援は、対象者の実状を把握した上で、プログラムの内容等を説明し本人の同意を得て実施しています。</p> <p>貧困ビジネス事業者の関与を排除する取組として、適正化推進チームによる重点的調査を実施するとともに、安定した住居のない要保護者に対して一時的な宿所を提供しながら安定した居宅確保に向けた支援等を行う居宅生活支援事業を実施しているところです。</p> <p>【福祉局 生活福祉部保護課 電話：06-6208-8011】</p>

<p>5. 2015 年度からの本格実施に向けて、支援員の確保等の体制整備、人材育成、支援ツールの拡充など必要な予算の確保をはかること。また、支援効果の評価にあたっては、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価される尺度を設定するとともに、支援を行わず放置した場合の社会的コストについて考慮すること。</p>	<p>生活困窮者自立支援法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにあります。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要です。一方同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要と考えます。</p> <p>そのため、他制度・他施策の窓口や民生委員・ボランティア等による地域ネットワーク、関係機関等と連携しながら、自ら適切なサービスにアクセスすることの困難な生活困窮者を含め早期に把握し、対象者の自立までを包括的・継続的に支援してまいります。</p> <p>また、効果的な事業実施や質の向上を目指し、実施状況や目標達成状況の評価など、事業の改善に活かせるよう努めてまいります。</p> <p>なお、本事業を実効性のある事業として実施するため、必要な予算確保について今後とも国に要望してまいります。</p> <p>【福祉局 生活福祉部自立支援課 電話：06-6208-7985】</p>
<p>6. 本人の状態や希望にあった就労先や居場所などの「出口」をつくっていく地域戦略を重視すること。また、就労訓練事業（中間的就労）や家計再建支援事業の受け皿となる協同組合、協同労働、NPO、社会的企業などが育つ仕組みや支援（補助、優先発注等）について検討すること。</p>	<p>本市では相談窓口（自立相談支援機関）を各区に設置し、生活困窮者が抱える課題が複雑化・困難化する前に早期に自立に向けた支援を行います。</p> <p>そのため、行政だけではなく、社会福祉法人、NPO法人、その他様々な団体、さらには近隣住民やボランティア等インフォーマルな支援も含め、多くの関係機関等によるネットワークづくりを一層進め、対象者の自立までを包括的・継続的に支援できる地域づくりを進めてまいります。</p> <p>【福祉局 生活福祉部自立支援課 電話：06-6208-7985】</p>
<p>7. 生活困窮者支援制度の検討・実施・運営を通じて、生活困窮者・貧困を生み出す社会的背景や政策課題をも明らかにし、生活困窮者を生み出さないための政策・制度の改善にフィードバックしていくこと。</p>	<p>生活困窮者自立支援制度の適正実施に資するため、国又は本市が実施する実態調査等により把握した課題について検証するとともに、国に対しても働きかけてまいります。</p> <p>なお、事業を運営する過程において把握した社会資源の不足等については、地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発を行ってまいります。</p> <p>【福祉局 生活福祉部自立支援課 電話：06-6208-7985】</p>